

■公共施設等の対象

区分	対象施設等
公共施設等の木造化・木質化	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・小学校・中学校・高校等の校舎, 体育館等 ○公営住宅等 ○病院・診療所等 ○保育所, 特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設等 ○集会施設, スポーツ・武道・研修・文化施設等 ○試験場, 駐在所, 観光保養施設, 管理事務所等
公共土木事業等への木材の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> ○休憩施設, 遊具, ベンチ, 緑化支柱, 歩道, 階段等 公園施設 ○よう壁, 法面保護工, 水路工, 護岸工, 柵工, 堰堤, 沈床工, 杭打ち工等治山・河川施設関係 ○落石防止柵, 遮音壁, ガードレール, 標識, 歩道橋, 側溝落蓋等道路施設関係
木製備品等の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ○机, 椅子, 応接家具, 書架等

公共施設等における内装木質化の目標

(平成16年度設定)

県が施工する公共施設における内装について、木質化が可能な床や壁等においては、下表のとおり目標を定め、木質化を推進することとする。

区分	木質化の目標	摘要
床	・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の4割以上	畳敷きは木質として計上
壁	・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の2割以上 又は、壁面積の3割以上	

但し、内装制限などの各種法令等により内装木質化が制限される場合は、この限りでない。
(参考)

- ① 公営住宅等とは、公営住宅と共済住宅、職員住宅をいう。
- ② 木質化が可能な床や壁とは、各種法令等の制限がなく、また使用方法等も木質化が可能と判断される床、壁をいう。

鹿児島県公共建築物木造化基準

(平成18年度から適用)

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		建築可能範囲の設定
	1,000m ² 以下	1,000m ² ～3,000m ² 以下	
庁舎・研修所 交番・駐在所	3階建以下は木造とする		
学校	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000m ² 以上は準耐火建築物）とする	防火・準防火地域以外
体育館	平屋建は木造とする	平屋建以下は木造（2,000m ² 以上は準耐火建築物）とする	防火・準防火地域以外
文化施設（図書館、美術館）	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000m ² 以上は準耐火建築物）とする	防火・準防火地域以外
集会場	2階建以下で客席が200m ² 未満は木造とする		準防火地域、その他地域
病院	入院施設	有無	2階建以下は木造（2階部分が300m ² 以上は準耐火建築物）とする
			2階建以下は木造とする
社会福祉施設 （児童福祉施設）	法令の範囲内で可能なものは木造とする		準防火地域、その他地域
県営住宅 職員住宅	3階建以下は木造（ただし、2階部分が300m ² 以上の場合は準耐火建築物とし、3階部分は床面積に関係なく準耐火建築物とする）		準防火地域、その他地域
宿泊施設	2階建以下は木造（2階部分が300m ² 以上は準耐火建築物）とする		準防火地域、その他地域
展示場 物品販売所 観光施設	2階建以下は木造（2階部分が500m ² 以上は準耐火建築物）とする		準防火地域、その他地域
試験 研究 機関	管理棟	3階建以下は木造とする	
	研究棟	研究内容により判断し、可能なものは木造とする	
倉庫	2階建以下は木造（1,500m ² 以上は準耐火建築物）とする		準防火地域、その他地域

※①上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

②特殊な目的を有する建築物はこの限りではない。（防災拠点施設等）

③防火地域及び準防火地域（法22条地域）において木造化が困難とされる建築物についてはこの限りではない。

④木造化すべき建築物であっても、防災・保安上及び建設コスト等の理由から木造が困難な場合はこの限りではない。この場合でも木造と他工法の混構造を検討する。

⑤非木造施設であっても内装は、可能な限り木質とする。

注1：法第21条1項 — 高さ13m又は軒の高さが9mを超える場合別途構造制限がある。

法第21条2項 — 延べ面積3,000m²を超える場合には別途構造制限がある。

法第25条 — 延べ面積（同一敷地内の2以上の木造の延べ面積の合計）が1,000m²を超える場合には別途構造制限がある。

法第26条 — 延べ面積が1,000m²を超える場合には別途構造制限がある。

法第27条 — 用途により別途構造制限がある。

第1 目的

この基準は、公共土木事業における木材の使用に関する基準等を示し、間伐材を主体とした県産材の有効かつ積極的な利用を図るとともに、適切な事業の推進に資することを目的とする。

第2 適用

- (1)平成19年7月24日以降とする。
- (2)対象とする工事は、県が事業主体となり、国庫補助事業や県単独事業等で施工するすべての土木工事とする。

第3 木製構造物等の使用基準

- (1)次のような条件のいずれかに該当する箇所については、積極的に木製構造物等を設置するものとする。

なお、別表1の「工種別の木製構造物等使用基準」に掲げる工種については、現場条件等が合致する場合は原則木製とする。

- ア 衝撃緩和や吸音効果など、木材の持つ物理的・科学的特性を生かす必要がある箇所
- イ 河川や溪流など、景観や自然環境に配慮する必要がある箇所
- ウ 木材使用により、心理的・生理的な効果を期待する箇所
- エ 土石流等のおそれのない小河川・小渓流や背面土圧の小さな箇所で、木材が腐朽するまでに植生の繁茂等により、その機能の代替が見込まれる箇所
- オ 木材が腐朽しにくい水中や土中など、長期間機能の発揮が期待される箇所
- カ 補修等が容易で、簡易な構造物や仮設物の設置が可能な箇所

第4 使用する木材

使用する木材は、県内で育成、生産され、かつ加工されたものを優先的に使用する。
(ただし、県内に加工施設がない場合はこの限りでない)